物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	フレーク若しくはペレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（二―ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法	規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	一トンにつき九七二円
	白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法	規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一トンにつき四〇、四一七円
	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法		一トンにつき五四、一九一円
	高炉で用いる還元剤を得るための手法		一トンにつき三六、五七九円
	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法		一トンにつき四三、二四三円
	炭化水素油を得るための手法		一トンにつき六八、九三五円

物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	フレーク若しくはペレット等のプラスチック原料又はペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（二―ヒドロキシエチル）テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得るための手法	規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	一トンにつき一、五五一円
	白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法	規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一トンにつき一〇九、八七五円
	ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法		一トンにつき六五、三一三円
	高炉で用いる還元剤を得るための手法		一トンにつき三一、六七九円
	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法		一トンにつき四一、八七三円
	炭化水素油を得るための手法		一トンにつき六八、九三五円

	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	一トンにつき三七、一四九円

	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	一トンにつき三一、二九九円

○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省、農林水産省、告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十九年四月一日付けをもって、平成二十九年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○財務省、農林水産省告示第八号

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のタの規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省、農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

第七号の4の(1)中「。5の(1)において同じ」を削り、同号の4の(3)中「5の(2)及び第十八号の5の(2)のハ」を「5及び第十八号の5の(2)のニ」に改め、同号の5中「次に」を「法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同号の下欄に」に改め、(1)及び(2)を削る。

第十八号の5の(3)中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第十一条第一項若しくは第十二条第一項」を「附則第十条第一項若しくは第十一条第一項」に改める。

○財務省、農林水産省告示第九号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十七条の規定に基づき、平成十年六月十九日大蔵省、農林水産省告示第四十九号（中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二